

## 太陽光発電設備設置事業（オフサイトPPA方式）要求水準書

この要求水準書は、会津若松市（以下「市」という。）が太陽光発電設備設置事業（オフサイトPPA方式※）の要求水準等に関し、募集要項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### ※オフサイトPPA方式

発電事業者が、公有地や民有地に事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力を一般の電力システムを介して公共施設等に送電、自治体等は使用量に応じた電気料金を支払い、送電先の施設で電力を使用する方式。

## 1 件名

太陽光発電設備設置事業（オフサイトPPA方式）

## 2 事業概要

PPA事業者（以下「事業者」という。）において、事業実施対象施設及び事業実施対象民有地に太陽光発電設備及びその附帯設備（以下「設備」という。）を導入し、事業実施期間に当該設備で発電した電力を市公共施設等へ供給するとともに、当該設備の運転・維持管理を行う。

### (1) 事業内容

事業者は次のとおり業務を実施すること。

- ア 事業者は、事業実施対象施設及び事業実施対象民有地に、特段の事情がない限り令和7年12月31日までに設備の設置を完了し、令和8年4月1日までに電力供給を開始する。ただし、行政許認可調整、資材納期、国庫補助事業等の理由により、設備の導入時期を変更する場合には、可能な限り早期に運転開始できるように、市と事業者で協議のうえ、導入時期及び運転開始日を決定する。
- イ 事業者は、設備の設置にあたり、設備設置対象場所に係る行政財産の使用許可申請及び賃貸借契約等を行い、提案を基に設計・施工した設備を導入する。導入にあたり、設備の設計・工事監理業務、工事に関連する手続き及びその関連業務を行う。
- ウ 事業者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。事業者は、本事業で発電した電力を市等が別に契約する小売電気事業者を通じ、脱炭素先行地域の指定エリア内の市公共施設等（以下「公共施設等」という。）に供給すること。公共施設等で消費する電力単価は、本プロポーザルによる事業者決定後、小売電気事業者と市等で契約締結し、決定することとする。公共施設等で利用する電力を超える余剰分電力については、脱炭素先行地域の指定エリア外の市公共施設等

(以下「エリア外の公共施設等」という。)にて利用する。エリア外の公共施設等で利用する電気は、再生可能エネルギー電気とし、必ずしも託送供給契約によることを要しない。提案者にて実現可能な提案とすること。なお、設備に異常もしくは故障が生じ、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。

エ 設備の容量は、調査結果から適宜精査し、適切な容量とする。

オ 事業実施対象施設への設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響に対し、風圧力・積雪荷重等・その他外力に対して設備の耐久性に問題ないことを書面により報告する。

カ 設備の設置後のメンテナンス対応等を具体的に明示する。

キ 市への説明(工事・運営に関する内容説明)を行う。なお、内容等については市と協議の上決定する。

ク 系統連系及び電力系統接続に係る手続きについて、原則事業者が電力会社へ申込等を行う。

## (2) 事業実施対象施設の使用

設備を設置する市の施設については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項及び会津若松市財務規則(平成5年規則第12号)第217条の規定に基づく行政財産の使用許可を取得するものとする。

## (3) 事業実施対象民有地

設備を設置する事業実施対象民有地については、事業者が、民有地所有者等との契約等により確保することとする。

## (4) 事業期間等

運転期間は電力供給開始日から最長20年間とし、電力供給開始日は市と協議の上決定するものとする。事業実施対象施設における事業期間が終了した場合は、事業者の負担と責任において、設備を撤去し、原状回復を行う。なお、具体的な取扱いについては、事業期間終了2年前を目安に市と協議の上決定することとする。また事業実施対象民有地における事業運転期間終了後の取扱いについては、事業者と民有地所有者等の協議の上決定することとする。

また、電力供給にあたっては、市等が別に契約する小売電気事業者を通じ、市公共施設等へ供給することとする。

# 3 事業の留意事項

## (1) 事業に係る留意事項

ア 事業実施にあたっては、次の要件を満たすこと。

(ア) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed inPremium)制度の認定を取得

しないこと。

(イ) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

(ウ) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く）。特に別紙1をすべて遵守していること。

イ 各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。

ウ 事業者は、設備を事業以外の用途に使用してはならない。

エ 事業実施に当たり予想されるリスクと責任分担については別紙2のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。

オ 事業実施対象施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に関する一切について事業者負担にて応じること。

カ 市等が消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市等に帰属するものとする。

キ 公租公課について、設備は償却資産として課税対象となるため、事業者はその固定資産税を納付すること。

ク 事業者は市補助事業を活用する場合には、申請等業務を行うこと。

ケ その他、国が定める地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別紙1・先行地域対象事業要件）の各要件を満たすこと。

## (2) 工事等に係る留意事項

ア 事業実施対象施設については、景観計画の景観重点地区として「鶴ヶ城周辺地区（天守閣眺望保全地区）」に該当することから、「会津若松市景観計画」に定める景観形成基準を遵守するとともに、周辺環境と調和する色彩や仕様とすること。

イ 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

ウ 太陽光発電等に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。

エ 設備の据え付けは、JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。また、確認結果を市に報告すること。

オ 設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うこと。

- カ 設備はJET認証を取得したもの、またはそれに相当する品質及び安全基準に準拠した製品とすること。
- キ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について、十分配慮した設計・施工をすること。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ク 事業者は施工にあたり、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、行程表等を市に提出すること。また、市が他に施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ケ 施工にあたり、事業実施対象施設の利用や安全に支障が起きないように、市と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- コ 事業期間中、事業実施対象施設の既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
- サ 設備の設置に際し、停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール等）を作成し、市と事前協議の上、施設管理者にも報告を行い、その指示に従うこと。
- シ 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。さらに、完成図書書類を1部作成し、市に引き渡すこと。なお、完成図面は、PDF形式データのほかに本件に係るCADデータを提出すること。
- ス 施設管理者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努めること。
- また、災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこととし、施設とは別に電気主任技術者が必要な場合は用意すること

### (3) その他の留意事項

- ア 事業者は本事業により、市、民有地所有者等及び第三者に損害を与えないようにすること。
- なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に加入すること。
- また、事業者により市、民有地所有者等及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応することとし、事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。
- イ 事業者都合により、提案した発電量よりも実際の発電量が著しく減少する場合は事業者が市等に対して補償責任を負うこと。
- ウ 事業実施対象施設について、事業期間の途中で市の都合により設備を継続して設置することができなくなった場合、市は設備の撤去を求めることができるものとしその費用は市が負担し、その他生じる事業者の損害については別途協議する。
- エ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了し

市及び事業者の協議の上撤去が決定した場合は、事業者の費用負担により設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。この場合に事業実施対象民有地の所有者等への対応は事業者が行うこと。

オ 事業者は業務上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

カ その他、本要求水準に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。